
プロジェクト **金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発**

項目 **第 45 回保険契約専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 45 回保険契約専門委員会（2026 年 9 月 9 日開催）において、純損益を通じて公正価値で測定するように個別の定めを設ける候補となる金融商品のうち、一部の金融商品に関する分析について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（分析の方向性に関する事項）

SPPI 要件を満たさない債権及び債券等に関する事項

2. 事務局の分析を踏まえると、個別の商品ごとに定めを設けるアプローチを採用した場合には、会計基準等が非常に複雑なものとなる可能性があり、一般事業会社にも適用される会計基準として十分に理解され、実務に定着するかについて懸念がある。
3. 将来において新たな金融商品が開発される可能性があることを踏まえると、個別の定めのみで網羅的に対応することは困難であると考え。このため、個別の定めに加えて、新たな金融商品が生じた場合の判断の拠り所となる包括的な考え方や原則を示す必要があると考える。
4. 個別の定めとして金融商品を列挙する場合には、限定列挙なのか例示列挙なのかを整理する必要があると考える。仮に例示列挙とする場合には、基本となる SPPI 要件の考え方を会計基準等に取り込む必要があると考える。

組込デリバティブの区分処理の要件に関する事項

5. 組込デリバティブの区分処理と SPPI 要件を組み合わせるアプローチ自体には同意できるものの、両者の考え方が必ずしも整合していないことから、金融商品のリスク特性と求められる会計処理のバランスが適切とはいえないケースが生じる可能性がある。このため、組込デリバティブの区分処理と SPPI 要件を組み合わせるアプローチを採用する場合には、組込デリバティブの区分処理の要件を見直す必要があると考える。場合によって

は、組込デリバティブの区分処理と SPPI 要件を組み合わせるアプローチを採用するかどうかを改めて検討することが考えられる。

(個別の分析に関する事項)

6. 組込デリバティブの区分処理に関する現行の定めを前提とした場合に、個別の定めを設ける候補となる金融商品に関する事務局の分析に異論はない。
7. 資料(2)第 31 項(2)の方法を企業が選択する場合には、SPPI 要件を満たすかどうかを判定するために、IFRS 第 9 号「金融商品」の SPPI 要件に関する定めやガイダンスを取り入れることが必要になると考える。また、資料(2)第 32 項の企業に会計処理の選択を認める場合には、当該選択が会計方針に該当するか否か、選択された会計処理を変更する場合の取扱い、注記の要否といった派生論点についても整理が必要になると考える。

(保険契約全般に関する会計基準との関係に関する事項)

8. 保険会社の運用資産は保険負債との対応関係を踏まえて管理されているため、現時点で保険契約全般に関する会計基準の開発時期や内容は未確定であるものの、金融商品会計と保険契約全般に関する会計基準の整合性についても配慮いただきたい。

以 上